

第3期（平成23～27年度） 宮崎県庁地球温暖化対策実行計画

I 総論

1 趣旨

今日の大量生産、大量消費型社会の進展は、物質的な豊かさや生活の利便性をもたらす一方、地球温暖化や資源の枯渇、生態系の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしてきた。中でも、地球温暖化は人類存亡にかかわる重要な問題であり、早急な対策が求められている。

国においては、2020（平成32）年までに温室効果ガス排出量を1990（平成2）年比で25%、2050（平成62）年までに80%削減するという中長期目標を掲げ、その実現に向けた政策を進めている。

一方、宮崎県では平成23年3月に策定した「宮崎県環境計画」において、温室効果ガス排出量を2020年度までに1990年度比で52%、2050年度までに87%削減するという中長期目標を掲げ、県民総力戦で温室効果ガスの排出削減に取り組むこととしている。

この目標を達成するためには、環境保全施策を推進する主体であると同時に、大規模な消費者・事業者でもある県庁が、率先して温室効果ガスの排出量削減に取り組み、県民や事業者、市町村等の環境保全活動を誘発することが重要である。

そこで、宮崎県庁では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第20条の3に基づき策定が義務付けられた地方公共団体実行計画（事務事業編）として「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」を策定し、事務・事業によって生じる温室効果ガスの排出量削減に一層取り組むこととする。

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の電力需給の逼迫を受け、省エネルギー対策の一層の強化が求められていることから、本計画においても省エネルギー対策を中心とした地球温暖化対策に取り組むものとする。

2 対象

（1）対象機関

本計画の対象機関は、知事部局、県教育委員会（県立学校を含む）、県警察本部（警察署を含む）、企業局、病院局（県立病院を含む）、県議会事務局、各種委員会とする。

ただし、指定管理者が管理する施設は除く。

（2）対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項の定めるところにより、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄とする。

3 期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、数値目標の基準年度は平成21年度とする。

4 現状

宮崎県庁では、平成12年10月に「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」（以下「当初計画」という。）を策定し、「平成16年度までに平成10年度比で温室効果ガス排出量を6%削減する」という目標を掲げ、温室効果ガスの排出削減に取り組んできたが、平成16年度の温室効果ガス排出量は平成10年度比で約4%増加し、目標を達成できなかった。

その後、平成18年3月に当初計画を改訂し、新たに「平成22年度までに平成16年度比で温室効果ガス排出量を2.4%削減する」という目標を掲げ、一斉消灯デーやノーマイカーデーの推進、E S C O事業の導入などに取り組んだ結果、平成21年度の温室効果ガス排出量を平成16年度比で約7.2%削減することができた（図1参照）。

なお、県庁の事務・事業から排出される温室効果ガスの大部分が二酸化炭素であり、中でも電気の使用に伴って発生する二酸化炭素が約6割を占めており、引き続き一層の省エネルギーに取り組む必要がある（図2参照）。

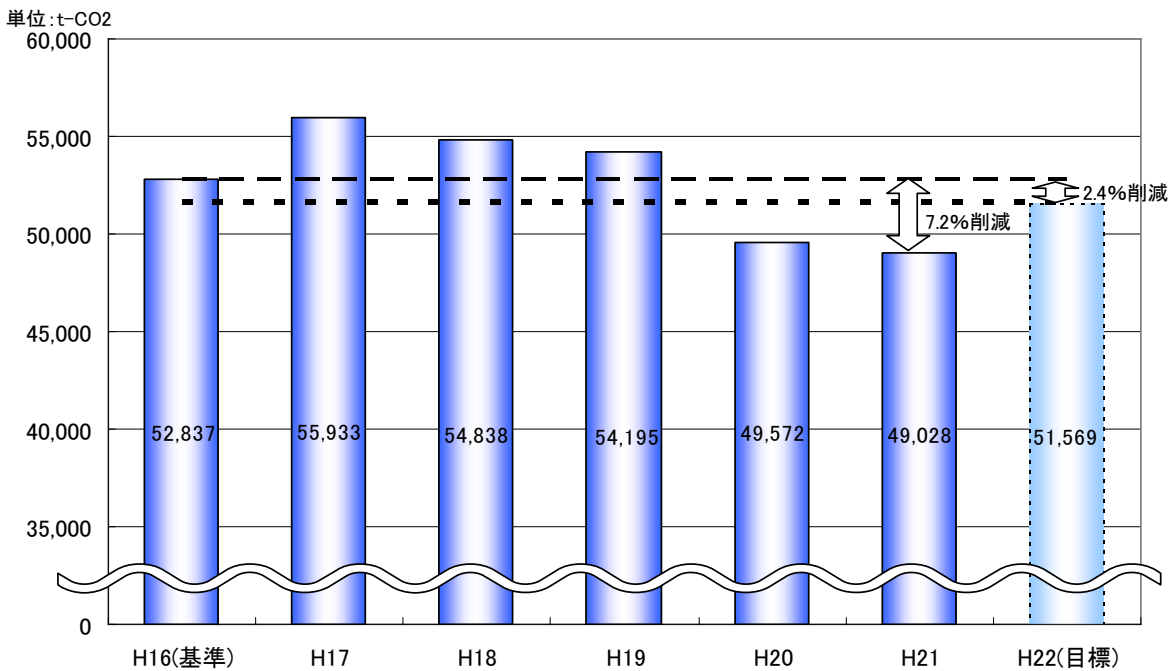


図1 県庁の温室効果ガス排出量の推移

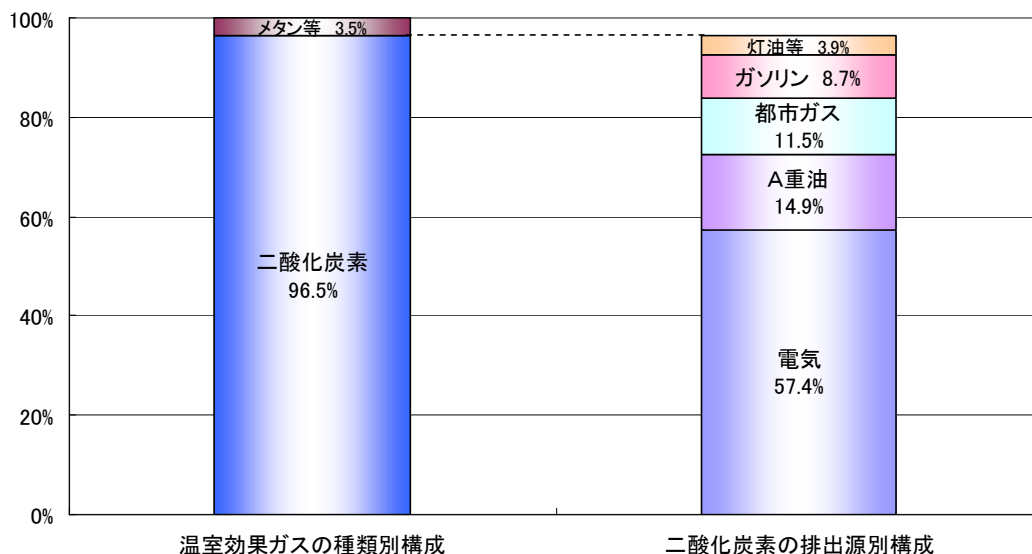


図2 県庁の温室効果ガス排出量の内訳

Ⅱ 目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

県庁の事務・事業によって生じる温室効果ガス排出量の削減について、2050（平成62）年度までの長期目標を平成21年度の排出量に比べ80%削減と設定し、この目標を達成するため、本計画の終期である2015（平成27）年度までに温室効果ガス排出量を5,740t-CO₂（平成21年度比11.7%）削減する。（※）

※ 「宮崎県環境計画」では、国の目標を踏まえ、2050（平成62）年度までの県全体の温室効果ガス削減目標を、直近の確定値である平成19年度の排出量に比べ80%削減することを基本として設定している。

県庁の削減目標の設定にあたっては、省エネルギーの取組により平成21年度までに排出量が大幅に減少していることから、より厳しい削減目標を設定するため、直近の確定値である平成21年度の排出量に比べ80%削減することを目標とする。

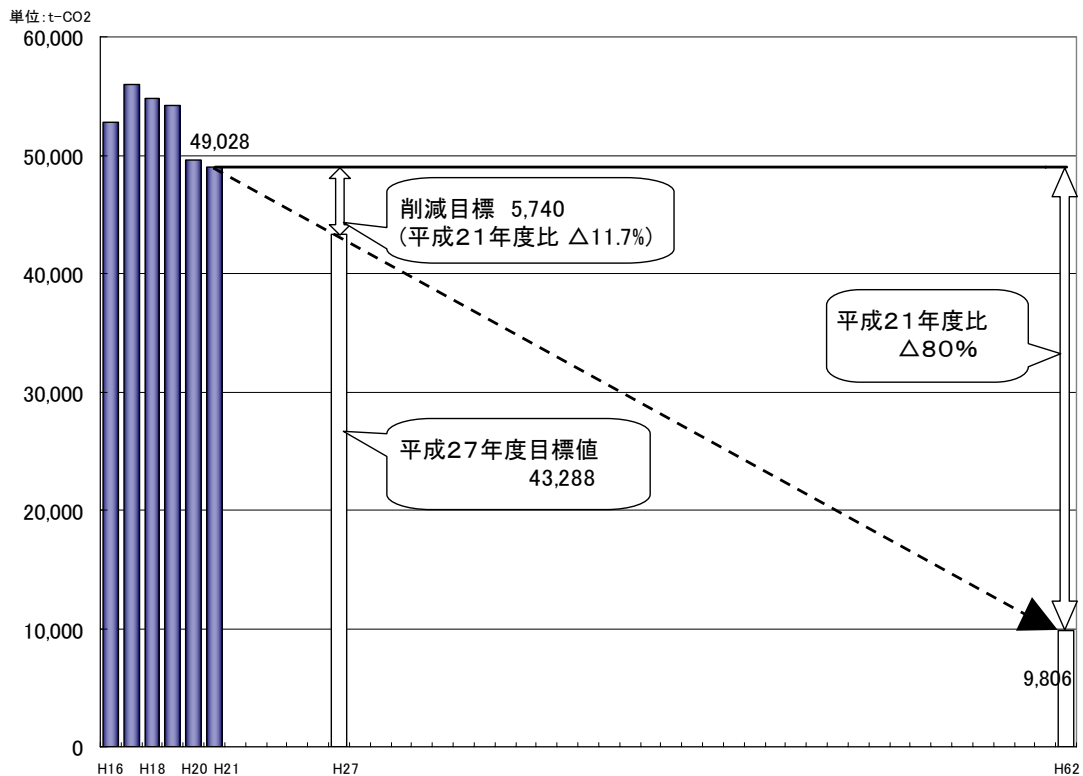


図3 県庁の温室効果ガス排出量の削減目標

取組内容	温室効果ガス削減目標		
	現状(H21)	目標(H27)	削減率
電気の使用量削減	28,159 t-CO ₂	23,929 t-CO ₂	15.0%
公用車の燃料使用量削減	5,481 t-CO ₂	4,931 t-CO ₂	10.0%
庁舎の燃料使用量等削減	15,388 t-CO ₂	14,428 t-CO ₂	6.2%
合計	49,028 t-CO ₂	43,288 t-CO ₂	11.7%

Ⅲ 取組内容

「Ⅱ 目標」に定めた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、事務・事業の執行に際し、職員一人ひとりが常に環境配慮の意識を持ち、積極的に環境負荷の低減に取り組む必要があることから、次のとおり省エネルギー・省資源等に取り組むこととする。

なお、その実践方法は「宮崎県庁エコプラン」に定めるものとする。

1 省エネルギーの推進

- (1) 全庁をあげて環境に配慮した行動に取り組むため、毎週水曜日を「地球にやさしい行動の日」に設定し、「一斉消灯デー」（原則として午後6時以降は一斉消灯する）及び「ノーマイカーデー」（通勤時のマイカー使用及び出張時の公用車使用を控え、自転車や徒歩、公共交通機関への利用転換に努める）の取組の徹底を図る。
- (2) 部分点灯や冷暖房運転時の温度の適正管理の徹底に努めるとともに、省エネルギー効果の高い照明設備や空調設備等の導入に加え、県有建物の新築、改築、増築、改修時の省エネルギー対策に取り組む等、庁舎の電気・燃料使用量の削減に努める。
- (3) 公用車には次世代自動車を積極的に導入するとともに、公用車の効率的利用及びエコドライブ（急発進・急停車をしない、不必要な荷物を積まない等）を徹底する等、公用車の燃料使用量の削減に努める。
- (4) 省エネルギー対策を一層徹底するため、体制の強化を図るとともに、特に電気使用量の多いパソコン等のOA機器及び照明に要する電気使用量の削減に取り組む。

2 省資源の推進

- (1) 物品やサービスを購入する際には、使用実態を踏まえ計画的に必要最小限を購入する。また、「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、環境負荷の少ない物品及びサービスを優先的に購入し、長期使用に努める。
- (2) 市町村又はリサイクル事業者によるリサイクルの方法に応じて分別収集を徹底する等、リサイクルを推進する他、執務室内の個人用ごみ箱を撤去する等、廃棄物の発生量を最小限にする。また、再使用可能な不要物品については庁内LAN等による情報提供を通じて再使用に努める。
- (3) 両面・集約印刷の徹底や庁内LANの活用等により、用紙類の使用量の削減に努める。

3 県民・事業者等への協力要請

- (1) 指定管理者や県有施設に入居する団体等に対しては、所管する所属又は庁舎管理者が環境保全の取組への協力を要請する。
- (2) 来庁者に対し、自動車使用の自粛や不要なアイドリングストップなど、環境保全の取組への協力を要請し、県民の環境保全意識の向上に努める。

IV 計画の推進

1 推進体制等

本計画の推進に当たっては、「宮崎県庁エコプラン」の定めるところにより、管理責任者（環境森林部長）が全庁的な取組状況の管理・指導等を行うとともに、各庁舎及び各所属においては環境保全推進員を中心に取り組むものとする。

また、各職員の省エネルギー意識の向上及び日常の事務事業にかかる電気使用量削減に取り組むため、「宮崎県庁エコプラン」の定めるところにより、環境保全推進員が担当毎に「省エネ班長」を指名する。

2 研修

職員の環境保全に関する自覚や認識を維持・向上させるため、「宮崎県庁エコプラン」の定めるところにより、環境保全推進員研修及び職員研修を実施する。

3 点検・公表

本計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成状況を把握するため、定期的に点検を行うこととし、その結果については県庁ホームページ等で毎年度公表を行う。

4 その他

本計画に掲げる取組の進捗状況を把握し、職員へ周知するため、庁舎毎の電気使用量を掲示する等、省エネルギー及び省資源の取組に関する情報の共有に努める。